

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年4月5日（火）午前10時00分～午前11時10分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33		34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員		33	坂幹幸			
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長	富永次長		菊地係長（農地）		
		松田係長（農政）	菊地主査（農地）				
⑦	農林水産課	菊池課長	竹田課長補佐		大田主事		
⑧	会議の内容	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第23号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第24号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第25号	非農地証明の取消について				
		議案第26号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）

只今から令和4年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

（会長挨拶）

事務局（局長）

只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長）

これより本日の会議を開きます。

本日の出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日、33番 坂幹幸委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、21番 橋本英司委員、22番 都築孝壽委員を指名いたします。

次に、日程第2、書記の指名を行います。

本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。

それでは、日程第3 議案審議に入ります。

まず、議案第22号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。

議案書1ページをご覧ください。

1番、平野町野田の土地、田1筆・11㎡。贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

2番、3番、関連案件です。

2番、北只の土地、樹園地2筆・2,046㎡。3年間の使用貸借権の設定です。

3番、同じく北只の土地、畑1筆・800㎡。売買による所有権の移転です。

2番案件は栗、3番案件は野菜の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

4番、5番、関連案件です。

4番、喜多山の土地、田1筆・1,540㎡、畑1筆・76㎡。10年間の使用貸借権の設定です。

使用貸借権設定後も、引き続き、水稻及び野菜の栽培を行います。

5番、下新谷の土地、樹園地1筆・1,388㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後は、引き続き栗の栽培を行います。

いずれも農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

6番、長浜町櫛生の土地、樹園地1筆・560㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後は、果樹を栽培する予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

7番、河辺町北平の土地、畑5筆・合計1,446.04㎡。売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、野菜等の栽培を行う予定になっています。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

以上、7件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

8番

1番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料2ページをご覧ください。

申請地は、平野公民館の南西約1.3kmにある田1筆になります。

申請の農地面積が狭く、耕作管理が困難なことから隣接地を管理している親戚に無償で譲るものです。

譲受人は、高齢ではありますが、同居している子どもも農業に従事しており、今後の管理にも問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長（会長）

2番。

9番

2番、3番案件は関連案件ですので、併せて説明させていただきます。議案説明資料3ページと4ページも参考にしてください。

2番案件は、祖母から孫への使用貸借になります。

申請地は2ヶ所に分かれています。どちらも栗が植えられており良好に管理されていました。

3番案件は、経営規模の拡大を図るため、自宅付近の畑1筆を売買にて購入するものです。

申請地は、南久米公民館付近であり、作付けはされていませんが良好に管理されていました。今後は野菜を栽培する予定になっています。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

2件のご審議を、よろしくご願ひいたします。

議長（会長）

4番。

19番

4番、5番案件は関連案件ですので、併せて説明します。

議案説明資料5ページと6ページも参考にしてください。

4番案件は、10年間の使用貸借権の設定です。

申請地は、新谷公民館の東2.8kmにある田1筆と、同じく東約2.3kmにある畑1筆です。良好に管理されています。

5番案件は、売買による所有権の移転です。

申請地は新谷公民館の北西約1.7km。山あいにある農地になりますが、現在、栗が植栽されています。

譲受人は、自己名義の農地は所有しておりませんが、手伝い等で長年

農業に従事しており、今後の管理にも不安はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

6番。

26番

6番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料7ページも併せてご覧ください。

6番案件の申請地は、櫛生連絡所の北東約200mにある譲受人の自作地に隣接する農地で、売買で所有権移転をするものです。

譲受人は、昨年より付近の農地を購入し、遊休化した農地についても随時整備を進めており、今後の管理にも問題はないと思われま

す。申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長（会長）

7番。

39番

7番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料8ページも参考にしてください。

申請地は、市役所河辺支所の北東約9kmにある譲受人の自宅周辺にある畑8筆になります。

譲渡人の実家があった場所ですが、現在施設に入所中であり管理ができないため、地元の有志に譲りたいとの意向で申請に至っています。

譲受人は、夫婦で農業経営を行っておりますが、これまでに農業に関する問題はありません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第23号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」  
ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙議案説明資料9ページから20ページまで  
を、併せてご覧ください。

1番、東大洲の土地422㎡の案件は、賃借人の会社の隣接地である  
申請地を、販売用中古車展示場とするために借り受けようとするもので  
す。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.0kmのところ  
に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業地域）  
内にある農地であることから、「第3種農地」と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審  
議をお願いいたします。

2番、菅田町菅田の土地、287㎡の案件は、現在のポンプ場が築堤  
事業区域内となり、移転をする必要があるため、申請地を取得してポン  
プ場を建設しようとするものです。

農地区分は「農用地」ですが、申請地は大洲農業振興地域整備  
計画において、用途区分を農業用施設としており、農地法第5条第2号  
第1項イにより、不許可の例外にあたると判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審  
議をお願いいたします。

なお、本件につきましては農用地での転用のため、今月27日開催予  
定の、常設審議委員会においてご審議いただく予定です。

3番、菅田町菅田の土地、382㎡の案件は、譲受人世帯は現在借家  
に居住しているが、手狭で不便なため、申請地に自己住宅を建築するた  
めに、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に、約4.1kmのところ  
に位置し、300m以内に大洲市菅田連絡所が存する区域内にある農地である  
ことから、「第3種農地」と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審  
議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を  
受けたいと思います。1番。

3番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の9ページから12ページまでを参考にしてください。

申請地は10ページの位置図のとおり、自動車道の東大洲インターチ  
ェンジから、南西へ約900mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありま  
すので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり  
次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言え  
ます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、11ページの地番地  
目図のとおり、隣接農地はありませんので問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可  
相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

2 番。

1 1 番

それでは、2 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 1 3 ページから 1 7 ページまでを参考にしてください。

申請地は、1 4 ページの位置図のとおり、菅田小学校から南南西へ約 4 0 0 m に位置する農地になります。

まず、立地基準についてですが、申請地は農用地区域内農地でありませんが、大洲農業振興地域整備計画において、農業用施設用地に位置付けられており、農地法第 5 条第 2 項第 1 号イにより、不許可の例外にあたるため問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可後、築堤事業の移転補償にて施設工事を着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、1 5 ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

続いて、3 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 1 8 ページから 2 0 ページを参考にしてください。

申請地は、1 9 ページの位置図のとおり、肱東中学校から東へ、約 1 5 0 m に位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第 3 種農地でありますので、問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、2 0 ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われます。

以上 2 件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第 2 4 号『農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第24号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書4ページをご覧ください。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を前のスライドに表示しておりますので、併せて確認をお願いします。

1番、〇〇〇〇は、主にブルーベリー及び水稻の栽培をしており、関連事業として水稻の作業受託も行っています。

①「法人の組織」は、株式会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は構成員6名の内、1名が農地提供者、2名が農業常時従事者、2名が農作業委託者であり、有している議決権40口の過半数以上が構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は執行役員6名の内3名が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に3名が従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案書のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

す。ご審議をお願いします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することにご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第25号『非農地証明の取消について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第25号「非農地証明の取消について」ご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。

1番、長谷の土地、1, 780㎡の案件は、先月の定例総会にてご審議いただきましたが、定例総会前に申請人が死亡していたことが判明し、非農地証明書を申請人に交付することが出来なくなったため、証明の取り消しをするものです。

なお、相続登記の後、相続人より改めて非農地証明願いの届出がある予定です。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この非農地証明の取消について、承認することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	ご異議ないものと認め、この非農地証明の取消については、承認することにいたしました。 次に、議案第26号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (農地係長)	議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。 議案書の6ページから、ご覧ください。新規案件のみを説明させていただきます。 まず、議案書8ページを開けてください。 11番、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。 12番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定します。 13番、14番、水稻を栽培するため、賃借権を2年間設定します。 9ページです。15番から18番までは、中間管理事業を使った貸借になります。3名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、〇〇〇〇に貸し付けるものです。内容は、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。 その他の案件は再設定になりますので、ご確認をお願いします。 以上、利用権設定・件筆数は、20件・41筆、利用権設定総面積、90,148㎡。 続いて、所有権移転の案件です。 議案書12ページをご覧ください。 1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。 菅田町菅田の土地、田2筆・計2,012㎡。利用目的は水稻です。 2番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により東大洲の農地を取得しようとするものです。 東大洲の土地、田1筆・1,656㎡。利用目的は同じく水稻です。 以上、所有権移転・件筆数、2件・3筆、所有権移転総面積、3,668㎡です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)



議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。